

福山市交流館使用に係る電子申請サービス利用規約

(定義・目的)

- 第1条 交流館使用に係る電子申請サービス（以下「本サービス」という。）は、福山市交流館条例に基づき設置する福山市交流館（以下「交流館」という。）の使用に係る使用許可申請書の提出と交流館使用許可書（以下「許可書」という。）の交付及び交流館入口開錠のための電子錠（以下「スマートロック」という。）の暗証番号の通知を、電子申請システムで行うサービスです。
- 2 本サービスにより、交流館使用に係る利便性を向上させ、市民が使用し易い環境を整備することで、交流館を拠点とした地域におけるまちづくりの推進をめざすものです。本規約は、本サービスに関する必要な事項を定めます。

(対象交流館及び対象者)

- 第2条 対象となる交流館は別表に掲げる交流館です。これらの交流館において、本サービスの利用を希望し利用者登録する者（以下「利用者」という。）を対象者とします。

(利用するシステム)

- 第3条 本サービスは、「株式会社コントロールテクノロジーが提供する RESERVA 利用規約」に基づきスマートロックと連動したオンライン申請システム「RESERVA コンシューマーサービス」（以下「レゼルバ」という。）により提供します。

(規約の適用範囲及び変更)

- 第4条 本規約は、本サービスに関する利用者と福山市（以下、「本市」という。）の間の利用関係に適用されるものとします。
- 2 本市は、利用者の承諾なしに、本規約を随時変更できるものとし、本市ホームページへの掲載やあらかじめ使用を希望する交流館に登録したメールアドレス（以下、「登録アドレス」という。）へ通知する等の方法で周知します。

(サービス内容)

- 第5条 福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の第4条に基づき、利用者は、レゼルバの申請フォームに沿って交流館使用許可を申請することで、福山市交流館条例施行規則第2条第1項に定める使用許可申請書を提出したものとします。
- 2 利用者は、あらかじめ登録アドレスに届いた使用許可通知により、交流館を使用できるものとします。同時に通知されたスマートロックの暗証番号により交流館に入館することができます。

(利用条件)

- 第6条 本サービスを利用する者はあらかじめ利用者登録をする必要があります。利用希望者は、利用を希望する館へ来館のうえ、交流館の使用条件及び使用制限並びに本サービス内容について交流館職員（以下「職員」という。）から説明を受け、「交流館オンライン貸室利用団体登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を提出するものとします。

- 2 登録申請書の提出を受けた交流館は、内容を審査し、内容が適切であると認める場合は利用者登録を行い、会員番号とパスワードを付与します。
- 3 複数の交流館を利用しようとする者は、交流館ごとに本サービスの利用者登録が必要です。
- 4 本サービスは、登録申請書に記載した内容の活動において利用することができるものとします。交流館使用内容が登録申請書の記載内容と異なる場合には本サービスの利用はできません。
- 5 本サービスを利用し、使用許可通知を受けた後、使用を許可された交流館を連絡なく使用しなかった場合、以後の本サービス利用を停止させていただく場合があります。

(交流館使用許可申請)

- 第7条 利用者は、交流館の使用を希望する日の3か月前から3日前（3日前の日が土曜日、日曜日、祝日及び休館日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに、本サービスによる申請手続を行うことができます。
- 2 前項の申請を受け付けた交流館は、福山市交流館条例等に基づき申請内容を速やかに審査し、使用日の前日（前日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までに、交流館使用の通知を登録アドレスへ送るものとします。
 - 3 使用許可申請内容に対し利用者に確認が必要と判断した場合は、電話連絡または、メールで登録アドレスに質問等を送付し、利用者はこの質問等に回答するものとします。
 - 4 利用者が交流館を使用する際は、使用時に職員から求めがある場合は使用許可通知を提示できるようにしておくものとします。なお、利用者に対して紙面での許可書は交付しません。
 - 5 使用許可通知を受けた後、利用者の都合により交流館の使用を中止する場合は、利用者から直接交流館に電話等で連絡してください。

(サービス運用時間及び受付後の事務処理)

- 第8条 本サービスは前条1項の期間内において24時間利用することができます。ただし、緊急の保守・点検を行う場合、本サービスの一部又は全部を停止することがあります。
- 2 本サービスの運用を停止する場合は、本サービスのトップページで事前に周知しますが、市長が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。
 - 3 交流館での本サービスに係る審査等は休日を除く日の職員の勤務時間中に行います。
 - 4 本サービスによる午後5時から翌日午前8時30分までの申請については申請後の最も近い休日でない日の午前8時30分の申請と見なします。この場合において、同日午前8時30分に来館した他の申請者の使用希望日時が重複する場合は、抽選により申請順を決めるものとします。なお、本サービス利用者の抽選は職員が代理するものとします。

(会員番号・パスワードの取扱)

- 第9条 利用者は、会員番号及びパスワードについて、利用者の責任において適切に管理するものとし、第三者への漏洩防止に努めるものとします。

(利用者登録の変更)

- 第10条 利用者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、直ちに、変更内容が確認できる書類等を利用登録をした交流館の窓口へ提出し、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録の亡失・盗難・再発行)

第 11 条 利用者は、会員番号及びパスワードを亡失し、又は盗難にあったときは、直ちに利用者登録をした交流館に連絡するものとします。会員番号・パスワードの再発行を希望する場合は、当該交流館で本人確認のできる書類等を提示の上、再発行するものとします。

(利用者登録の有効期間)

第 12 条 交流館長が利用者として承認した日を登録日とし、登録の有効期間を登録年度の 3 月 31 日までとします。

2 登録年度の翌年度 6 月 30 日を過ぎて更新手続のない登録は自動的に廃止されます。

(利用者登録の更新)

第 13 条 利用者登録を更新しようとする者は、登録年度の翌年度 4 月 1 日から 6 月 30 日までに登録更新の手続が必要です。

2 更新手続は、来館による対面手続を原則とし、職員による団体活動内容や交流館の利用条件の確認後、登録更新申請書類を提出することとします。

(利用料金)

第 14 条 本サービスの利用料金は無料です。ただし、メール送受信・申請等のために必要な通信機器等の設備は、利用者が準備をするものとし、それらにかかる費用及びアクセスに伴って発生したインターネットプロバイダー、回線及び通信に係る費用等は利用者が負担するものとします。

(利用者の禁止事項)

第 15 条 本市は、利用者が次に掲げる事項を行うことを禁止します。

- (1) 事実と反する情報を提供する行為
- (2) 故意、過失を問わず、法令に違反する行為、又は違反するおそれのある行為
- (3) その他、本市が不適切と判断する行為

2 前項に違反した利用者は、本サービス利用を停止する場合があります。

(本サービスの中断)

第 16 条 本市は、次に掲げる場合が生じたときは、利用者に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。サービスの提供を中断することによる利用者の不利益については、本市は責任を負わないこととします。

- (1) システムの保守、点検整備、サーバー運用上のトラブルに伴いサービス提供が中断した場合
- (2) 火災、停電などによりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波などの天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、運用上、技術上の理由によりサービス提供の一時的な中断を必要と判断した場合

(免責等)

第 17 条 本サービスに関連して利用者間又は利用者と第三者との間で生じた紛争等については、本市は一切責任を負いません。また、利用者は本サービスに関連する損害賠償請求などの訴訟には利用者自身が対応するものとし、当該訴訟につき本市に対して協力や参加は求めないものとし

ます。

- 2 利用者が本規約に反した行為、又は不正、若しくは不正アクセスなど違法な行為によって本市に損害を与えた場合、本市は損害賠償を請求できるものとします。

(適用)

第18条 本規約は、2023年(令和5年)7月12日から適用されるものとします。

福山市 まちづくり推進課 住所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号本庁舎9階

電話番号：084-928-1217 FAX番号：084-928-1229

メールアドレス：machidukuri-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

別表

施設名	住所	連絡先
東交流館 (体育室を除く)	福山市東町三丁目7番53号	電話番号：084-925-4264 メールアドレス： higashikrk@city.fukuyama.hiroshima.jp
伊勢丘交流館	福山市伊勢丘四丁目6番1号	電話番号：084-947-0511 メールアドレス： isegaokarkrk@city.fukuyama.hiroshima.jp
加茂交流館 (体育室を除く)	福山市加茂町字芦原491番地1	電話番号：084-972-5541 メールアドレス： kamorkrk@city.fukuyama.hiroshima.jp
今津交流館	福山市今津町六丁目2番38号	電話番号：084-934-2205 メールアドレス： imadukrk@city.fukuyama.hiroshima.jp
水呑交流館	福山市水呑町4363番地水呑三新田44-1	電話番号：084-956-3943 メールアドレス： minomikrk@city.fukuyama.hiroshima.jp

関係法令

○福山市交流館条例

平成 30 年 3 月 27 日

条例第 17 号

改正 令和 2 年 3 月 18 日条例第 16 号

令和 2 年 6 月 22 日条例第 51 号

令和 3 年 9 月 30 日条例第 38 号

令和 4 年 6 月 28 日条例第 25 号

令和 4 年 12 月 19 日条例第 45 号

(目的及び設置)

第 1 条 地域福祉の向上、地域課題の解決及び学習活動を通じた地域活動の推進を図るとともに、基本的人権の尊重を基底とした地域におけるまちづくり及び住民の交流の促進に寄与するため、福山市交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(使用許可)

第 6 条 交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、交流館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流館の使用を許可しない。

- (1) 使用目的が第 1 条に規定する目的に適合しないと認めるとき。
- (2) 専ら営利を目的とすると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 建物又は附属設備若しくは備付けの器具類等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (6) その他交流館の管理運営上支障があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第 11 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた使用目的以外に交流館を使用し、又は使用権を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は交流館の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 第 7 条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
 - (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。
- 2 前項の規定による処分により使用者が被る損害については、市は、その賠償の責めを負わない。

○福山市交流館条例施行規則

平成 30 年 4 月 6 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福山市交流館条例(平成 30 年条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項前段の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、福山市交流館使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、使用予定日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下この項において同じ。)の前 3 月(体育室の使用に係るものにあつては、1 月)に当たる日から使用予定日の前日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、福山市交流館使用許可書(以下「使用許可書」という。)を当該使用許可に係る申請者に交付するものとする。

2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、福山市交流館(以下「交流館」という。)を使用する際に使用許可書を提示しなければならない。

(変更許可の申請)

第4条 条例第6条第1項後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとする者は、福山市交流館使用許可変更申請書に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更許可をしたときは、福山市交流館使用許可変更許可書(以下「変更許可書」という。)を当該変更許可に係る申請者に交付するものとする。

3 変更許可を受けた者は、交流館を使用する際に変更許可書を提示しなければならない。

(使用時間)

第5条 交流館の使用時間は、使用許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○福山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

平成16年9月27日

条例第35号

改正 平成23年12月22日条例第32号

平成25年12月26日条例第46号

令和3年3月18日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、条例等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

((電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(一部改正〔令和3年条例6号〕)